

行政常任委員会

令和 7 年 2 月 3 日（月）

午前 9 時 5 9 分開 会

○仲委員長 おはようございます。

それでは、ただいまより行政常任委員会を開催いたします。

お諮りいたします。傍聴希望者の方が 1 名ございますので、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 お入りください。

本日の欠席通告者は、病気のため、村田幸隆委員でございます。

また、本日、市長は、後ほど出席されることになっておりますので、御了承をお願いいたします。

それでは、副市長より一言御挨拶をお願いします。

○下村副市長 おはようございます。

委員の皆様には行政常任委員会を開催していただき、誠にありがとうございます。

本日は、第 1 回定例会に議案上程を予定しております第 3 期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画について及び尾鷲市地域資源活用総合交流施設に係る指定管理候補者選定についてをそれぞれ担当課より説明、報告いたさせますので、よろしくお願いします。

○仲委員長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題に入ります。

まず、第 3 期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画について、福祉保健課より説明をお願いいたします。

○山口福祉保健課長 おはようございます。福祉保健課です。よろしくお願いいたします。

本日、御説明させていただくのは、第 3 期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画の最終案及び先月 1 5 日まで実施しておりましたパブリックコメントの結果について御報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料に基づき、こども・子育て担当参事より御説明させていただきます。

○世古福祉保健課参事 それでは、第 3 期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・

母子保健計画（最終案）について説明いたします。

前回、第２回定例会行政常任委員会では、計画の中間案について説明をいたしました。

最終案につきまして、９６ページまでの第１章から第６章の内容につきましては基本的に中間案の内容でございますので、今回の説明では、中間案からの主な変更点について説明いたします。

それでは、資料１、第３期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画（中間案）からの変更点についてを御覧ください。通知いたします。

まず、１．主な変更点についてでございます。

中間案からの主な変更点は大きく２点でございます。

１点目につきましては、（１）中央公民館・図書館・体育館の改修に伴う変更でございます。

概要をまとめておりますので、資料中の表を御覧ください。

中間案作成後、中央公民館などの施設改修が示されましたので、計画における関連項目部分を修正いたしました。

最終案における５２ページ、「１．こどもの居場所づくり」に係る冒頭の説明において、中央公民館、図書館、体育館の改修を行い、こどもや子育て家庭の居場所としての機能の充実を図る旨、説明を追記いたしました。

また、施策事業の④について、「こどもの居場所づくり」の充実と改め、中央公民館、図書館、体育館がこどもや子育て世帯の居場所としての機能を充実し、雨天時等においても利用できるこどもの居場所づくりを図る旨、追記いたしました。

続きまして、５３ページでございます。

施策事業の③について、「既存施設の充実と利用促進」と改め、中央公民館、図書館、体育館の改修による機能の充実について追記いたしました。

続きまして、変更点の２点目、新たに作成いたしました資料編についてでございます。

作成した資料編の概要につきましては、資料中の（２）資料編の作成についてに記載の①から④まででございますが、ここからは別冊資料にて説明いたします。

別冊資料、９８ページを御覧ください。通知いたします。

尾鷲市子ども・子育て会議条例でございます。

ここでは、尾鷲市子ども・子育て会議条例全文を掲載するとともに、９９ページにおいて、尾鷲市子ども・子育て会議と市町村子ども・子育て支援事業計画の関係

が分かるよう、参考として、子ども・子育て支援法に係る関連条文を抜粋して掲載しております。

次のページを御覧ください。

100ページは、尾鷲市子ども・子育て会議委員名簿でございます。

続く101ページには、本計画策定に係る経緯を掲載しております。

なお、最終欄につきましては、本計画は議決事項となっておりますので、内容につきまして、現時点では予定と表記させていただいております。

次のページ、102ページを御覧ください。

近年の市のこども・子育て支援に係る取り組み等の動向でございます。

102ページから111ページにかけて、本市が独自に、もしくは、国県等の補助金等を活用して選択的に実施してきた子ども・子育て支援施策等の概要を掲載しております。当該資料の掲載は、今回から行ったもので、本計画第1章の国における法や制度の動向と同じく、平成27年度から今年度までを掲載しております。

112ページを御覧ください。通知いたします。

ここから最終ページである116ページまでは、用語解説でございます。計画中で見られた49の用語を掲載しております。

それでは、資料1にお戻りください。通知いたします。

2. パブリックコメント結果についてでございます。

実施期間につきましては、令和6年12月18日から令和7年1月15日にかけて、4週間を設けました。

実施方法につきましては、市役所本庁、福祉保健センターのほか、須賀利から南輪内までの各地区センター4か所、各単独コミュニティーセンター8か所の合計14か所と、尾鷲市ホームページで計画案の閲覧と意見募集を行いました。

このうち、履歴の分かるもので、ホームページにおいては、期間中、132件の閲覧がありましたが、いずれも意見の提出はございませんでした。

また、1月23日に開催された尾鷲市子ども・子育て会議における審議の際も、原案どおり承認いただいております。

説明は以上でございます。

○山口福祉保健課長 以上が第3期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画（最終案）についての説明でございます。

本日御説明した第3期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画を令和7年第1回尾鷲市議会定例会に議案上程したいと考えておりますので、よろしくお

願いたします。

以上が福祉保健課に係る報告でございます。

○仲委員長 どうも。

説明は以上のとおりであります。

ただいまの説明に対して御質疑のある方は発言をお願いいたします。

○小川委員 この中にいろんな施策のアンケートもあるんですけど、そのこどもまんなか社会、家庭庁ができて子供の意見の尊重とかあると思うんですよ、子供の人権とか。そのアンケートの中に子供の意見というのは含まれているのかどうか。

○世古福祉保健課参事 今回の計画のアンケートは、前回の計画に引き続き、小学生と未就学児のいる家庭全戸にアンケートは行ったものではございますが、設問の回答につきましては、保護者の方からいただいた形となっております。

内容について、一部、お子様にお聞きして回答いただくような部分もございましたが、本来的に、先ほど委員おっしゃられたように、こどもまんなか社会ということで子供の意見の聴取ということは重要であると我々も認識しておりまして、次回計画の際には子供向けのアンケートのほうも実施したいということで検討中でございます。

○小川委員 今回、今までですと、保護者の支援のほうに重点を置いていましたよね。今度、何ページかな、37ページに子供の支援、子供中心の支援も出てきたということで、子供の意見が反映されていないというのはちょっと残念かなというので、時間もなかったか分かりませんが、その点、どうなんですか。時間もなかったからかな。

○世古福祉保健課参事 すみません、アンケートのほうは令和5年度からの取組ということもありまして、スケジュール進行上、5年度中に収める必要がございました。また、当時、国のほうから、別途、子育て支援の政策等、施策の方針が示されるということで、そのスケジュールぎりぎりのところで調整したところもございました。今回、その部分の導入が間に合わなかったというような状況でございます。

○小川委員 今後、子供の意見の尊重というのを十分注意していただきたい、そのように要望しておきます。

○仲委員長 他に質疑ございますか。

○南委員 先ほど説明していただいた52ページの中央公民館と図書館、体育館の改修に伴う変更ということで説明していただいたんですけども、こどもの居場

所づくりの中央公民館が、以前、図書室があったとか、重要拠点になると思うんですね。そういった意味で、加藤市長とは雑談の中での話なんですけれども、できるだけ児童館的な役割・機能を持たせていきたいし、ここでどんどんこどもの居場所を拡充していきたいという話があったんですけれども、福祉保健課としたら、中央公民館を児童館的な扱いというのか、もうそういったことについての議論は、されていないんですか。例えば、一つもう特出しで、児童館というような感じでネーミングをつけるなり、何らかの特出しするような形のものというのは考えていないんですか。

○世古福祉保健課参事　そちらにつきましては、現状、児童館となりますと、またいろいろそろえるべき職員ですとかそういった条件が出てまいります。現状は中央公民館ということで、いずれにしても、その子供や子育て世代が自由に出入りできる形でのよりよい居場所といった形にしていきたいということで、生涯学習課さんのほうとは、今後、また密に連携取りながら、児童館と同じような運用ができるもので、よりフレキシブルな形で活用できる形を検討したいと考えております。

○南委員　要望なんですけれども、児童館と銘打つということは、いろんな難しい問題が多々あると思うんですけれども、恐らく、以前から言われていますように、三重県内では児童館がないのは尾鷲市だけだと認識をしておるし、全国的にも少ない。その機能を持たせて充実してもらったらいいんですけど、児童館に負けないような利用方法をぜひとも考えていただきたいと要望いたしておきます。

○山口福祉保健課長　委員おっしゃられるように、もう保護者の方、子供たちが一番活用しやすいような形を、今後、検討していきたいと思っていますし、過去からの課題であった雨の日の居場所というところが、今回、解消されると思いますので、その辺含めて、十分協議していきたいと考えております。

○仲委員長　お願いします。

○中村（レ）委員　このこどもの居場所を考えられるに当たって、きっと事前に体育館に図書館を持っていったという話があったのではないかと思うのですが、体育館の下の図書館が、遮音性という問題について、これ、日本全国一例もないんですよ。体育館の下の図書館という事例がないときに、子供が遊ぶ場所が体育館の下であったほうがいいという考えがなかったんですか。これ、太鼓の練習とか、上が体育館で下が図書館というこの不確実な企画の前に、子供の遊び場が体育館の下やったら、お互いに少々騒がしかろうが何やろうが全然問題もなく、子供たちがちょっと大きくなって、上の体育館でボール遊びをしたいというときに動線として問題

なかったと思うんですが、図書館を体育館の下に持って行って、子供たちが騒ぐ場所を、ここに、図書館の場所に分けなかったという一番最初のこの企画立案というところに問題があったんじゃないかと思うんですよ。そやから、体育館と子供のスペースというのを一緒にすべきであって、図書館は棟を分けるべきやったと思っているんですけども、なぜそういう企画が最初になされなかったのかの理由を教えてください。

○仲委員長　この問題は、教育委員会の三つの施設の統合化の問題であって、今回の事業支援計画とはちょっと違った部分があるんやけど、副市長、答えられる範囲で。

○下村副市長　今回の体育館の２層式というのは、あくまでも図書館の拡充がメインとなってきた中で、設計のほうで、いわゆる上が屋内運動場で下が図書館であっても、その辺は十分対応できるという設計のほうの御意見もいただいた中で決定させていただいたものでございます。

○仲委員長　よろしいですか。

他に質疑ございますか。

○小川委員　３０ページなんですけど、相対的貧困のことを書かれておりますけど、これ、教育委員会も関わってくると思うんですけど、相対的貧困、貧困の連鎖というのをなくしていくためには、やはり学習支援というのが、大事になってくると思うんですけど、その図書館で学習支援をやるとか、あと、教育委員会との相談になると思うんですけど、学習支援に対して、きっとどこかに載っているかなと思ったんですけど、よう見つけんのやけど、どこか学習支援とかも載っているんですか。

○世古福祉保健課参事　貧困が関係してくる分の学習支援に関することですが、計画の５３ページの一番末尾に当たるんですが、子育て団体活動支援事業補助金、こちらの内容の中で、そういう団体の中で学習支援を行っておる団体がございますして、福祉保健課としましては、そういう団体に補助金を支給するような形での支援を、現在、実施しておるところでございます。

○小川委員　これ、幾つの団体があって、どれぐらいの支援をされているんですか。

○世古福祉保健課参事　今、学習支援を行っている団体は、２団体ございます。実際、何人のお子さんが見えているかというのは、すみません、今、ちょっと把握はしていないんですけども、おおむねどちらの団体も週１ペースほどで学習支援

を行っておると聞いております。

○小川委員　　これ、学習支援、今、林町会館なんかやっておりますけれども、これは福祉保健課も関連しているんですかね。

○山口福祉保健課長　　林町会館でも学習支援のほうは同様にやっていますが、林町会館は林町会館の事業としてやっておりますので、この団体の補助金とはまた別の事業ということでやっております。

○仲委員長　　いいですか。

副委員長、いいですか。

○濱中副委員長　　昨日、今日、辺りで国の施策の中で、発達支援施策に対する支援という言葉が出てまいりました、来年度からということで。今回の計画には反映される時期ではなかったかと思うんですけれども、その情報をこれから得るのか、今、少しぐらいは入っているのかなと思うんですけれども、今回のこの計画が11年までの計画ということになっておりますので、その新しい国の支援策が出てきた辺り、計画の見直しが必要であったりとか差し込みが必要であった場合は、その時その時で対応がされるようになるのかなと思うんですけど、その辺りの新しい施策に向けて、この計画との辺りは、どういうふうにされていきますか。

○世古福祉保健課参事　　本計画の中では、該当する部分につきましては、56ページ、57ページ、特別な支援が必要なこどもへの総合的支援といったところで、そのいずれかに含まれるものと基本的には考えております。

具体的な事業につきましては、事業実施の部分は、また計画の趣旨に沿った形で行われていくものと考えております。

○仲委員長　　よろしいですか。

他に質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長　　なければ、これで福祉保健課を終わります。御苦労さまでした。

次に、商工観光課なんですけど、準備の都合上、暫時休憩いたします。10分。

（休憩　午前10時19分）

（再開　午前10時26分）

○仲委員長　　準備よろしいですか。それでは、商工観光課の議題に入ります。

商工観光課長、説明をお願いいたします。

（「委員長」と呼ぶ者あり）

○加藤市長 委員会で報告する前に、ちょっと私から委員の皆様方におわびと、いろいろおわびしなきゃならないし、そして御心配もいただきましたこと、心から申し訳なく思っております。

実を言いますと、1月9日にちょっと全くの自分の不注意で車道と歩道のあれにある縁石にちょっと足を引っかきまして転倒しました。右足のこの膝のお皿を複雑骨折しまして、14日に手術をしまして17日に退院、何とか22日から公務に復帰させていただいております。今、リハビリ中で、このリハビリも2週間ほどかかるというようなことでございまして、大変、当初の2月の最初に開かれました臨時会にも欠席したりして誠に皆様方に御迷惑をおかけしましたこと、また、いろいろと私のけがの御心配いただきまして、本当にありがとうございました。まずもって近況報告とおわびをさせていただきたいと思います。本当にありがとうございました。

○仲委員長 それでは、引き続きまして、商工観光課長、説明をお願いします。

○濱田商工観光課長 商工観光課です。よろしくお願いします。

本日は、尾鷲市地域資源活用総合交流施設に係る指定管理候補者選定について、ほか2件につきまして報告させていただきます。

それでは、行政常任委員会資料1ページを御覧ください。通知します。

まず、令和7年度からの新たな尾鷲市地域資源活用総合交流施設、夢古道おわせの指定管理者候補団体が決定いたしましたので、資料に基づき報告させていただきます。

1の指定管理候補者選定スケジュールにつきましては、令和6年12月の第4回定例会において、令和7年度から令和9年度までの当該施設の管理運営に係る指定管理料の債務負担行為補正をお認めいただきました。それを受けて、昨年12月19日から27日までの期間、募集要項等を配布し、指定管理者指定に係る申請書類提出の必須条件である12月27日の現地説明会には4団体からの参加申込みがありました。

実際、本年1月17日までの指定管理者指定に係る申請書類には2団体から提出がありましたので、同月24日に副市長を委員長とし、政策調整課長、財政課長、総務課長、教育総務課長と施設を所管する商工観光課長の私で構成する選定委員会においてヒアリング等を実施した上で、2に記載の一般社団法人OMOTENASSIを指定管理者候補団体として選定いたしました。

参考に指定管理料の上限を記載させていただいておりますが、あくまで上限額で

すので、指定管理候補団体からの提案額も踏まえ、基本協定及び年度協定を締結させていただきたいと考えております。

3は、管理運営業務の範囲となっております。

4、今後のスケジュールにつきましては、今月中に仮協定を締結し、第1回定例会において指定管理者の指定についての議案を上程させていただき、可決いただきましたら、基本協定及び年度協定を締結させていただく運びとなります。

また、今回、現指定管理者から初めて新たな指定管理者へ管理運営が引き継がれることから、円滑な引継ぎを行っていただき、夢古道おわせを御利用いただく皆様に御不便をおかけしないよう進めてまいりたいと考えております。

次のページ、2ページを御覧ください。

資料として、指定管理者選定に係る審査の視点を掲載させていただきましたので、後ほど御覧ください。

以上が、1、尾鷲市地域資源活用総合交流施設に係る指定管理候補者選定についての報告となります。

続けて、2点報告させていただいてよろしいでしょうか。

○仲委員長 オーケーです。

○濱田商工観光課長 次のページ、3ページを御覧ください。

まず、2、第38回尾鷲磯釣大会についてであります。

尾鷲市制施行70周年記念事業として実施させていただきます本大会につきましては、令和元年度の第33回大会以来となる3部制で実施するものであり、1部は、先月1月26日で終了しております。

そして、今月、2月8日に、2部・3部大会として、同日午後2時から尾鷲市民文化会館において表彰式を実施する運びとなっております。

尾鷲5渡船、梶賀3渡船の8渡船で組織された尾鷲市観光釣協会主催で実施する今大会では、市制70周年記念事業として盛り上げるため、11団体からの後援、26社からの協賛をいただいているほか、表彰式には漫才師のオール阪神巨人のオール阪神様をゲストにお迎えし、さらに盛り上げていただくことになっております。ぜひ皆様の御来場をお待ちしております。

次に、3、三重県「さくらプロジェクト」玄工山植樹祭についてであります。

本事業につきましては、公益財団法人岡田文化財団様が地元である三重県を対象に2023年3月より3か年で5,000本の桜の苗木を贈呈する三重県「さくらプロジェクト」の一環で実施するものであり、県内で45団体が応募により選ばれ

ております。

本市では、本年、玄工山等に40本を植樹し、来年2月頃には中部電力尾鷲三田火力発電所跡地への植樹が予定されております。

植樹日は、尾鷲磯釣大会と同日の2月8日の午前中を予定しており、生涯学習課のいきいき尾鷲っ子とタイアップし、親子での植樹活動を通じ、子供たちと共に成長していく桜を身近に感じてもらうことで地域への愛着を育み、持続可能な尾鷲の未来を考えてもらうことを目的とし実施させていただきます。

以上、1、尾鷲市地域資源活用総合交流施設に係る指定管理候補者選定についてから、3、三重県「さくらプロジェクト」玄工山植樹祭までの報告とさせていただきます。

○仲委員長 ありがとうございます。

以上が指定管理候補者選定について等についての商工観光課の説明でございます。
質疑ありましたら。

○西川委員 これ、今、結局、夢古道の湯の件は、全く触れられていませんよね。
これ、次に、OMOTENASIというところが指定管理を受けましたは、飛び越していませんか。話の筋が違いますか。

今の夢古道の湯の不正の問題、今、ちまたで物すごくうわさになっていますよね、600万の不正金とか。そんなんは、なぜ開かれないのか。それで、これをなぜ議長は、全員協議会で、これ、臨時会として、こういう公金が突っ込まれた事業に臨時会を開かないのか、その意見、ちょっと両方からちょっとお伺いします。

○仲委員長 ちょっと待ってください。西川委員、実は、今回のこの議題は、管理候補者選定について等で説明いただいたんですけど、後ほど市長から報告があるということを知っていますもので、この際、市長、報告、同時にやってください。

○加藤市長 この夢古道おわせの件でございますんですけども、皆さん御承知のとおり、先月の1月20日、新聞では21日付なんですけれども、各報道機関より報道されました。この株式会社熊野古道おわせが運営しております、いわゆるこの夢古道おわせ、これにおけるこの売上金の不明金発覚問題につきましては、本市の公のこの施設であるこの夢古道おわせでこのような事案が発生したことについては、大変重く受け止めております。市として、市民の皆様をはじめ、議会の皆様に御報告すべきものであると考えております。

前回のこの反省を踏まえまして令和4年度に再発防止策も提出され、そして、再出発した中でこのような事案が再度発覚したことは大変遺憾であります。そのため、

この熊野古道おわせに対しましては、徹底した事案の究明と報告を強く指示いたしております。今後、その調査が進展し、株式会社熊野古道おわせからきちんとした報告があり次第、改めて議会の皆様に報告させていただきたいと思います。当然、市民の皆様にも報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○仲委員長 どうも。

○西川委員 分かっておったんですよ、今は報告を受けるだけというのは。ただ、なぜ臨時会が行われないかという疑問を僕は聞きたいんですよ。これ、市民の公金が出っ込まれているから。だから、時間をずらして、またやるということですね。それで結構ですか。

○仲委員長 そうです。ちょっと議長から、ちょっと。

○南委員 今の西川委員さんから、全協なり臨時会を招集しないのかというお話がございましたけれども、今回の夢古道のあの以前の指定管理については、当然、議会として上程されて、議決をもって今の行っている夢古道おわせに3年間の指定管理を任せたのは事実でございます。そういう意味では、議会の議決事項としては、議会も一定の責任は、私自身は感じております。

だけど、今回のこの夢古道おわせの法人の問題は、あくまでも会社のほうの問題がマスコミを通して新聞紙上で市民の前へ提示されたということで、事の真相は市長がお話ししていただいたように、議会としても、会社のほうからは何らその報告も受けていないのは事実であって、私個人的にはお会いすることがあってお話しをさせてもらいましたけれども、やはりあくまでも警察の告訴云々という話で進んでおるので、もうこれ以上の話ができないというのが会社側の方針でございました。

当然、私も市長が言ったように真相の究明はしっかりとさせていただいて、報告できる時期が来れば、市のほうが、当然のこと、議会に対しても報告をしていただきたい、そのお願いと、それと、もう一つのお願いは、この新たな指定管理に代わるということで、速やかに移行できるような形で市民に御迷惑をかけないような運営を行ってくださいということは、2点は、会社のほうに、個人的になんですけど、お話しさせていただいております。

したがって、今回のこのことというのは、臨時会の問題じゃなく、やはり常任委員会があくまでも所管で、常任委員会に付託されて議決されて、最終的には本会議なんですけれども、やはりこの今回の常任委員会の場で事のてんまつを報告しても

らうというのが一番ベストなやり方じゃないかなと考えております。

○西川委員　いや、それは分かりますよ、言いたいことは分かりますよ。だけど、あと、引継ぎを原因も解明せずに、どういう成り行きでなったか、どういうあれやったか調べもせずに、いきなり次の会社に渡しますってなると、問題点がそのまま引き継がれるときもあるじゃないですか。徹底的に原因を追求して、それを、二度とこういうことがあって、こういう間違いがあったから、それを生かして次の指定管理をやってくださいねというんだったら分かるんですよ。時間、置き過ぎじゃないですか。もうこれ、3週間、4週間、たっていませんか、発覚してから。

○南委員　西川委員の言われる心配はごもっともであって、今回、今、社団法人のOMOTENASIが新たに指定管理に、最終決定じゃないんですけれども仮協定を結ぶところまで来たということで、今定例会の中で議案として上程されて初めて正式にこの常任委員会、もしくは、議会の議決のところで議論できる時間があると思いますので、十分。上程されてからしっかりと話が聞けると思います、細かい話についても。

どうですか、課長、そこら辺の説明については。

○濱田商工観光課長　今回、我々も、11月のときですかね、指定管理料のまず見直しから御説明をさせていただいて、その後、募集の手続を進めたわけなんですけど、その過程の中で、こちらからいろいろ資料の作成をお願いする中で、今回の事案が発生したという報告は、私自身は12月の頭のほうに受けております。そうであろうというあくまで可能性の話で受けさせていただいております。

そうした中で、今回、進める中で、実際、我々からの報告が会社のほうからいただいているものも、金額も正直申し上げて不確定ですし、今回、新聞報道で600万とかいう数字が流れていますけど、実際、我々が株主の皆様配られた文書を見る中でも金額が載っていない中で、金額だけが独り歩きしているんじゃないかなというふうにはすごく懸念を伝えております。そうした中で、会社として、どうも数字を出してしまったということで。

ただ、実際のところ、今回、1人の方が解雇になられているわけですけど、実際、その方自身が認めていない状況の中で相手の人権問題もありますし、やっぱりこれが本当に会社が指摘する不明金が本当のものなのか、幾らなのかということが、実際、現実問題、解明できていない状況ですので、今、本当に捜査機関も含めて動いているのが現実でありますので、実は、我々自身も入手できているのはそこまでの情報しかない。です。ので、それらをきちんと明らかに説明していただいて示して

いただかないと、その後の対応がなかなかできないという状況になっております。

○西川委員 遅い。これ、もう2回目ですよ、同じ会社で。同じ会社で2回目で、前回も一緒のような言い訳しておったでしょう。だから、その会社に触れない程度の……。会社に触れなかったって議論はできるじゃないですか。次の指定管理について、どうのこうのいう話はできるでしょう、議長。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○西川委員 ね、それをしませんかというとの。

じゃ、会社の内部のその公表されていない部分とか足が踏み入れられない部分を置いておいて、では、なぜこういうふうなトラブルがしょっちゅう起きるのかということを経営することはできるんじゃないのかなということを僕は言っておるんです。

○仲委員長 ちょっと待って。ちょっと待って。西川委員の意見も理解できるところ、ありますので、市長から、先ほどの報告で、究明と報告をすることを指示したと、1点。それから、会社から報告があり次第報告するというところで、後日、こういう場でまた報告があると思うんですけど、今日の議題についても、候補者の選定については議案上程の予定ですもんで、これを先に質疑があったらしていただいて、その後、西川委員の言われた会社に関係ないことで再び意見があれば、引き続き意見をいただきますので、そういう進行でよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 それでは、戻しまして、候補者選定についての質疑がありましたらどうぞ。

○西川委員 O M O T E N A S I さんは、こういう古道の湯のお風呂ですね、経験はあるんでしょうか、そういう実経験は。

○濱田商工観光課長 実際、前回、夢古道おわせの食堂部分に対しては関わっていたと思いますけれども、お湯そのものの運営そのものは初めてというふうになっております。

○西川委員 ですよ。ランチバイキングは僕も知っていますよ。その古道の湯を全く素人の方がやるについて、バイブル的なものを、こっちから、もう議論して、こうですよって、引継ぎって、どうやるのかなって思うんですよ、僕は。

それで、あそこ、レジオネラ菌も出ておるじゃないですか、古道の湯は。そんなのを、ずっと何年もやってきた会社がレジオネラ菌を出してしまう。ところが、今度は、O M O T E N A S I さんに代わって、ノウハウをまだ何も持っていない人、

業者がやって、その市民の健康面は、俺、ちょっと心配するんですけどね。

あと、レジオネラ菌だけじゃなく、ちょっと失礼な話ですけど、お尻の汚れたお年寄りなんかが入ったら、物すごくお湯の温度って大腸菌が増えるあれなんですよ、温度なんですよ。おしっこというのは無菌だから、全然……。全然って、目に入りゃ、炎症を起こすぐらいなんですけど、そんなんは、いきなりそれ振られて、そんな高度なあれは、任せられるもんなんですか。

○濱田商工観光課長　　当然、今回、応募をいただいた4社、最終2社提案いただいた部分は、それらも踏まえて応募をいただいたと私は理解しておりますので、当然、今回、新たな指定候補団体と決まってから、現指定管理者には、きちんとこの2か月間の間に引継ぎをしてほしいという話は、引継ぎするということという話は指示を出しておりますので、その中で、きちんと疑問であったりその取組は、きちんと安全に利用いただくような環境整備はしていただけるものと考えております。

○下村副市長　　一般社団法人OMOTENASIさんは、新たに組織された団体ということなんですが、理事長につきましては、先ほども言いましたようにレストランの経験もございますし、また、別な施設では福祉施設を経営されておることと、そういった中で、その高齢者の方の入浴とか云々の経験も当然おありだと思いますので、その辺の衛生管理は、十分課題として承知していただいておりますというふうに考えております。

○西川委員　　今、副市長が言われた高齢者のお湯の管理って、普通、小さな浴場だったら、全部、抜き替えますよね、お湯を、個人で洗う場合は。あれは、ずっと循環させておるんでしょう。あれ、どの程度の頻度で、どの程度の割合の湯を入れ替えるのか、ちょっとそこを教えてください。

○濱田商工観光課長　　今、週1というふうに伺っております。頻度、幾つやったっけ……。

（「頻度」と呼ぶ者あり）

○濱田商工観光課長　　頻度1回です。

○西川委員　　ボリューム100に対して、何%の割合で湯を入れ替えていますか。

○森本商工観光課主任　　湯の入替えは、基本的には週に1回やっているんですけども、ゴールデンウィークとか正月とか、人数も見て、その都度、臨機応変にはやっていただいておりますけれども、湯の循環させておるのを、水量計を設置していますので、湯が減ったらオーバーフローさせて、上の髪の毛とかごみがオーバーフローして流れるように、ずっと営業時間中は循環しておるように設定してあり

ます。

○西川委員 ということは、１００％の湯を入れ替えるということですね、１週間に１回、１００％。分かりました。

○仲委員長 よろしいですか。

○小川委員 先ほど、市長の話の中に、まだ不明金の発覚ということで、まだ事件性は立証されていないということなので、臆測では物を言い難いんですけども、この協定書の中に、不正があった場合、その指定管理料の一部返還という部分、あったように思うんですけど、今回のこれは、対象になるんですか。

○仲委員長 小川委員……。

○小川委員 まだ終わってないんかい。

○仲委員長 まだ終わってないんさな。後でまた議論するもので、待つといて。すみません。引き続いて、指定管理候補者選定についての質疑がありましたら。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 なしということで。

その他の事項もあるんですけど、これはあくまで報告ということでよろしいですね。

それでは、今回の議題の件については審査を終了しました。

先ほど、私のほうから進行についてお話ししましたが、今回の熊野古道やったな……。この古道の事案についての件については、株式会社の件については除外してください。尾鷲市の部分での対応についての議論は、これはオーケーだと思いますので、そこは配慮しながら質疑をしていきたいと思います。

○小川委員 憶測では物を言えやんことなんで、協定書の中に、不正があった場合には指定管理料の一部返還というのがあったように思うんですけど、取消しとかあったように思うんですけども、今回、事件が、これ、立証された場合は、その一部返還というの、対象になるのか、ならないのか。

○濱田商工観光課長 実際のところ、確かに基本協定書の中の３２条の中に指定の取消事項等が列挙されており、それらにつきまして、もしそうなった場合は損害賠償請求ができるというような規定があります。

その今回の場合なんですけど、実際のところ、今回の指定の取消し、内部の問題もありまして、歳入に対する問題であり、取消事由には今回は当たらないということでもありますので、今回、指定管理料の範囲の我々が指定管理料を出している対象

経費内での不正でもないということで、指定管理料の返還には当たらないというふうなことも、弁護士も含め、見解をいただいております。

○小川委員 その弁護士も含めてと言うんですけれども、それ、やっぱり個人的な問題ということなのか、それとも、会社自体はそういう不正していないということで、どういうふうに、どっちに理解したらいいんですか。

○濱田商工観光課長 やはり全てにおいて、会社ぐるみで不正な申請をしたりとか虚偽報告をしたりとかってするような部分があったりとか、歳出に関するような部分が出れば、当然、我々が指定管理料を出しているものに対して不正が会社ぐるみで行われているというような事実があれば、当然、そういうことも発生すると思うんですけど、今回は、そういう事由じゃなくて、あくまで会社とその対象となる、もし個人、もうその不明金とか問題が測定されれば、会社からの本人に対する賠償請求になるというふうに伺っております。

○小川委員 じゃ、もう一点、お聞かせください。

会社は会社で尾鷲市に対して説明責任もあると思います。尾鷲市も市民に対して説明責任もありますし、この場合、今の会社が3月31日指定管理、終わりますよね。その後の尾鷲市と会社の対応というのは、どのようにされるおつもりなのか。

○濱田商工観光課長 当然、3月31日で夢古道おわせの営業は、管理運営は終わるわけなんですけど、今回の問題はそれで解決する問題ではないと思いますので、我々としては、きちんと今回の指定管理期間の中に起こった原因の究明と、それに対する責任という問題については、きちんと引き続き追及していきたいと思っております。

○小川委員 会社、解散されたらどうするんですか。

○濱田商工観光課長 その辺も含めて、これから2か月の間に、会社につきましても、当然、これから、個人に対してなのか、いろんな法的措置をするというふうに私は伺っておりますので、存続されるものであるということがあります。

ただ、やはり今の経営者も含めて、それは会社を解散するからもうそれでもうおしまいですという形にならないように、きちんと会社のほうと、その辺は指示していきたいと思っております。

○下村副市長 やはり株主にも説明責任はあると思いますので、会社として。やはり会社として最後まで誠実に株主もしくは市のほうに事のでんまつの詳細な説明があってしかるべきだと思っております。

○仲委員長 他に。

○中村（レ）委員　　令和４年３月に出されている監査報告の中に、指定管理料が直接充てられている経費について、収支報告においても明確に区分されておらず、その内容についても具体的に実施報告などに記載がないため、指定管理料として適切な支出なのか判断がし難いと書かれているんですよ。

この指定管理料がどういうふうに使われているかの監査もできない状態の監査報告書が出ているのに、ここのその市から出しているお金だけは大丈夫でしたから、これは返金の必要はないというのは、それは解釈としておかしいですよ。今回、出されている２８６万というのは、燃料費として出されていて、この指定管理料を助けるものではないですよ。

そして、去年の３月に、年次協定書では燃料費については見ないって書いてあるにもかかわらず、無理やくたに年次協定書を見捨てて予算出されましたよね。

そして、今回も、その金額について、これ、精査、ちゃんと監査が行われていたら、監査は経理についても見るというふうに地方自治法に書かれています。出したお金の区分だけを区別しろとは書いていません。その出したところの経理が、こういうふうに監査で毎年指摘されているんですよ。区分がなっていない。おまけに、領収書において、元帳に記載があるが領収書がないもの、宛名の記述がないもの、押印がないもの、住所がない、現金払いで領収書がないものが複数あるというふうにここに書かれていながら、ちゃんとなぜ尾鷲市として監査ができないんですか。

今から、ここに書かれている平成２９年から令和２年に至る尾鷲市に出されている決算書を出してください。そして、これの中にアップするまで時間を延期して、まず、その用意をしてください。

それについて、どういう監査がなされたのか。これは尾鷲市の問題です。尾鷲市の監査の在り方が問題で、尾鷲市の監査がちゃんとなされてさえすれば、こういうことは起きなかったんですよ。

ですから、今から言った決算報告書が会社から出されています、尾鷲市に対して。別に中を言おうとしているわけではありません。でも、この出された決算の報告書を比較するだけで問題点が非常に浮き上がるんですよ。ですから、今言った年代の…。

別に、私は、これをなぜ持っているかという、情報公開で出してもらった分です。ですから、情報公開で出せるものですから出せます。ですから、今、言った決算報告書の分の決算報告書を出してください。

委員長、出すように言ってください。

○仲委員長　ただいまの中村レイ委員の質問ですけど、担当の監査の報告の話ですもので、といっても担当課が把握しているはずなんですけど、今までの質問の中で監査の状況についての報告ができれば、してください。

○濱田商工観光課長　監査の部分に対してなかなかお答えすることはできませんが、実際のところ、監査、地方自治法の１９９条第７項に規定されております。その中で、当然、今回、監査としては、市が求める集客交流、各種事業がきちんに行われているかであったり、指定管理料に対する、今、おっしゃったような出納事務が適正に行われているかということを中心に監査したというふうに伺っております。

そうした中で、やはり通常は２年に１回の監査の事務をするということですが、今回、令和３年度に問題があって、令和４年度から新たな指定管理を締結する中では、監査実施計画を作成する中で、やはり２年に１回では駄目だろうということがありまして、熊野古道おわせについては、令和３年度の不正な経理が見つかったことで、令和４年度、令和５年度についても監査を行っているというふうに聞いております。

○仲委員長　もう一点、いいです。ちょっと待ってね。

定例監査の中で指摘事項とか、言うたら、何やった……。修正の何ていうんやっただけ……。指摘事業と改善命令があったはずやけど、その改善命令等についての株式会社からの改善した報告書があったはずですけど、それを説明できますか。そこ、してもらわんことには、話が進まんのやけど。

○濱田商工観光課長　今回、令和４年度、不正な問題が発生したと、問題発覚時の対応として、改善計画として再発防止策が提出されております。

先ほど言われたような問題点に対する改善防止策といたしまして、経理をまず１人に集中させていたとか、責任の役割分担がなされていなかった、役員の確認体制が不十分だというふうな問題を会社として認識したということですので、管理体制として、専務取締役の設置であるとか、取締役支配人、総務、温浴などの部門に役員が就くというまず体制の見直しを行ったと。経理体制についても経理職員の増員をしたり、経理規定や小口現金の取扱い規定を制定したと聞いております。

また、監査役として顧問税理士と金融機関ＯＢを配置するというようなこと、また、指定管理料と一般会計を分けるように新たな口座を開設し、正確な書類整備を行うということで改善策を提出したということになっております。

実際のところ、新たな指定管理者として、令和４年５月２４日から新たに指定管理を受けたわけなんですけど、今回、１１月、１２月、調査する中で、実際のところ

ろ、平成30年6月23日から令和4年10月24日にかけての歳入における売上金が過少報告されているんじゃないかというふうな報告がなされました。

というのは、今の現支配人が就任されたのが令和4年11月ということでありますので、要は、支配人が就任されてからは、確かに現金の歳入についても、それぞれ印鑑で検収印を押すなり体制をチェックしていると。実際、再発防止策を出したものの、担当役員が就いていたんですけれども、そのチェックが実際はできていなかったと言わざるを得ないというのが正直なところです。

ただ、11月の現支配人が出てからはそれがきちんとされているということです。会社としてのまず体制は、きちんとその時点で私は改まっているというふうに理解はしております。

○仲委員長　中村レイさん、改善報告が既に出されているんですけど、その報告あっても、資料、要求しますか。

○中村（レ）委員　資料も必要なんですけれども、今の改善計画について、会社から出ている分があるので、ちょっと読ませていただきます。

今回の監査確認事項につきまして報告します。確認事項にあります領収書などの関係書類の添付漏れや経理処理の誤りについての原因の一つは、平成28年10月に経理担当者が退職したことにより、平成28年11月からは支配人が営業、広報、機械設備担当、シフト管理、帳簿入力に至るまで業務を兼務しており、能力を超える業務を抱えていたことでずさんな経理処理を行い、誤った経理を継続して行ったことにあります。具体的には、経理業務で支払いなどの経理仕分、関係書類の整理などを怠り、令和2年5月までの間、帳簿上の誤りや現金管理上の誤りなどを認知していながら、認知していながら修正せず、業務を遂行していました。その結果、帳簿上の現金より実際の現金が少なくなるという事態が発生し、令和2年度だけではなく、平成28年度まで遡って調査した結果、その差額は、帳簿現金に比べて現金が14万8,285円少なかったことが分かっております。なぜこのような原因になったのかを弊社で確認を実施したところ、支払った領収書はあるものの帳簿に記載されていない誤りが8万9,157円あることが判明し、現段階で、それらの誤りを引いた使途不明金は5万8,708円です。この使途不明金について、領収書がないものは支配人の責任の下で使われているものであり、5万8,708円を支配人に補填させることとしたと書かれています。

でも、今回、問題になっているのは、この平成30年から令和2年までの間に現金が不正であったというのが、今、流れているわけですよ。それで、その後の改善

化計画の後、まともな経営がされているのは理解します。でも、このときに出されたこの報告書も本当でなかったというのは、これは監査上でも分かることなんですよ。

ですから、私が今言った決算書は出してください。そして、みんなのタブレットに出してください。そうしたら、私が、監査が適切に行われていなかったののではないかという問題点を指摘させていただきます。

○仲委員長　確認したいんですけどね、先ほどの読まれた文章は、監査委員から出たものではないと思うんですけど、どこからの資料ですか。私らでは、そのあれは知りませんもんで。何月何日に出た、どこから出た資料なんでしょうね。

○中村（レ）委員　これは、ひょっとしたら株主総会で配られたんかな……。どこで配られたのか、私もちょっと、ごめん、これは、私は、このあれと一緒に出されたものやと思ってしたんですけども。

○仲委員長　いや、正式な文書かどうかは別にして、そういうものがあったというだけでとどめたいと思うんですけど、これ、ちょっと問題出る可能性がございますので、それはそれとして聞き置いたということで……。聞き置いたということですよ。

それで、今、中村レイ委員の要求がありました、これまでの何年かは分らないですけど、決算書のコピーの提出は、濱田課長、できますか。

○濱田商工観光課長　ちょっと資料を見せていただいて、確認をさせていただきたいと思います。

○仲委員長　ということで、それは、また後ほど、確認ということでよろしいですか。今のところ、結論、出ないですから。

○中村（レ）委員　出てからだしてください。何なら、これを……。

○仲委員長　他に。

○西川委員　これ、以前、発覚したときに、もうルールを、尾鷲、破っていますよね。不正があったところの２年以内に、２年を超えないものは選定してはならないというのを、ごり押しして、あの夢古道を継続させましたよね。聞いています。ごり押しして。それで、２年を超えていないものを使ったやないですか。

それで、そのときに、これ、不正があり出したのが平成３０年から、この分かる約４年までの間なんですけど、その間に、去年の今頃、光熱費が高騰したと。２８６万円見てくれと。あくまで、それは協定書に見ないと書かれているものであるから見るべきではないって反対したのは、私と中村レイ委員だけだったと認識してお

るんですけど、この期間中に、4年に発覚するまでに、不正は、その30年度から分らんようにやられておったという推定をしておるんですけど、尾鷲が税金から補助した286万円、これは、尾鷲市は返還してもらえるんですか。

○濱田商工観光課長　　今回も光熱水費の規則等、拝見すると、確かに返金の規定があるのは事実であります、実際のところ、会社ぐるみで、要は、だましたとか偽の申請を出したりとかってする部分であればそうなんですけど、今回のケースについては、虚偽や虚偽申請、その他不正な手段による支給を受けたわけではないということで、返還事由には当たらないというふうに認識しております。

○西川委員　　そしたらさ、1人で万引きやったから警察に捕まるけど、みんなでやったもんで、これは店に万引きした物を済まさないと言っておるようにしか、俺、聞こえんのやけどね。屁理屈やと思うよ、あんたの言っとることは。

そんなもん、もしその不正がなければ、もともとこの追加の286万円は、税金から支払う必要がなかったということを前提に置いて、俺、聞いておるんやで。それを前提に置いて答えてくれな。そんなもん、組織ぐるみじゃ、へいじゃこうじゃ言わんとさ、ちゃんともっと真摯に答えてよ、それ。逆に言うたら、私から求めますというぐらいのことは言えるのですか、課長。

○濱田商工観光課長　　今回、委員おっしゃるように、基本協定書と年度協定書で光熱水費は協議事項。それで、実際の年度協定書においては出さないというふうな中で、助成金として光熱費を出したというのが事実なんですけれども、実際のところ、今回、助成金を出したのは、あくまで光熱水費の高騰により大きな影響を受けている指定管理者について、その維持管理していく上で必要だということで、予測困難な状況で出したものと理解しております。

先ほど、委員おっしゃられたように、返還ができないかという部分も、我々も弁護士のほうにも確認をさせていただきましたけれども、今回については、あくまで虚偽の申請のその他不正な手段とは別ケースであると、あくまで内部的な問題であり、助成金の返還を求めることは法的に難しいという弁護士の見解もいただいておりますので、そのように答弁をさせていただきます。

○西川委員　　そうしたらさ、あのとき、去年の今頃ですよ、認めたら駄目だという、レイさんと僕だけやないですか。それで、このまま会社が解散したら、どこへ返還を求めるんだという話を僕は言うておるんですよ。それ、難しいっちゃうて、あんた、弁護士に聞いたけど、難しいって言っていますけど。そなん、解散されたら、次のOMOTENASIになったら解散するわけでしょう。そうしたら、そ

れこそ難しいんじゃないんですか、返還求めるのが。

○濱田商工観光課長　今回のケースにおいて、指定管理料、光熱水費ともに返還を求めることは難しいという話を聞いております、弁護士から聞いております。

○西川委員　何で、できんの、それ。

○濱田商工観光課長　できないというふうに聞いております。

○西川委員　何で。

○濱田商工観光課長　やっぱり、その申請の不正事由が、組織的にやっぱり虚偽申請であるとか、だまし取ろうというような形で組織ぐるみでやられたものであれば当然返還になると思いますけれども、今回、経理担当者の職員がそういう不明金を発生させるような行為を行ったということなので、それを取るとするならば、まず熊野古道おわせから本人に対しての損害賠償請求であり、刑事訴訟、刑事告訴であったりすることがまず前提というふうに聞いております。

○西川委員　それやったらさ、あれやん、俺と中村レイ委員が反対しているときに、見やなんだらよかったんやん。無理くりその協定書に見ないって書かれておるものを見たった責任もあるはずやぞ、それ、賛成した委員の。執行部もそうや。責任を感じへん。それ、みんなの市民の血税やで。それを、あなたら執行部と賛成した委員さんは、見たつとるわけやないかい。そんなん絶対取り戻す道を探してよ、そのお金を。

そもそもさ、もう一つちょっと別件で言わせてもらうけど、尾鷲のこの隠蔽体質というのは、税金をどんなふうに軽んじておるか分からんけど、尾鷲市長、訴えられていましたよね、ある町議から。尾鷲市総合病院で診断書がどうのこうのって、紀北町の元町議から訴えられていましたよね。その裁判、ありましたよね。

誰か傍聴に行かれた議員、いますか。いませんよね。僕、2回、行きました。結局、答えは勝訴です。勝訴であっても、訴えられたことに対して応訴しなければならないから五十何万円の費用を見てくれって、この場でお宅らは言いました、執行部は。見て勝訴だったんなら、結果を述べなあかん。みんなの税金から使ったお金で裁判勝ちましたよというんだったら、その報告も一つもあらへんやん。そもそも裁判に市役所の関係者1人も来てなかった。やる気があるんかということを俺は聞きたい。

そやで、286万を何とかして取り返してください。

○下村副市長　尾鷲市地域資源活用総合交流施設光熱水費高騰対策助成金支給規則、これによって尾鷲市は助成金を出したということで、その規則の第8条に助成

金の返還を規定しておりますが、先ほど課長から何度も言うておりますように、市長は虚偽の申請、その他、不正な手段による支給を受けた者に対して、支給した助成金の全部または一部の返還を命ずることができるということですが、今回の場合、課長が何度も言うていますように会社ぐるみの不正ではなく、一社員による不正は社内で解決すべきと考えております。また、新聞報道による不正は立証されたものでなく、現在、社内で調査中である旨の報告を受けているだけであり、会社に対して徹底した事案の究明を求めているのが現在なんです。ですので、会社の説明を待ちたいということでございます。

○中村（レ）委員　もし、この決算書が正しくなければ、組織ぐるみの不正ですよ。それを監査するのは尾鷲市の仕事なんです。ですから、これを会社の問題ではないんですよ。公金がたとえ1円でも入ったら、その経理は徹底的に尾鷲市が監査して究明する義務があるんですよ。税金を投入することは、そうなんです。会社の問題ではないんですよ。間違わないでください。これは、尾鷲市が1円でも税金を投入したら、その経理全体が合っているか間違っているのかを監査する必要があるんです。これは地方自治法でも明記されています。出した助成金の使い道だけではないんです。おまけに、それがどう使われているか分からへんて監査報告に載ったぐらいいいかげんな経理をここはずっとしていた会社です。

そして、何回も言いますが、この報告書、決算報告書自体も非常におかしいと思われるにもかかわらず、これを何年も何年も監査して、その問題点を会社側に提示もせず、そして、究明もしなかった尾鷲市の体制に問題があるんです。だから、これをお金を返してもらわない必要がないっておっしゃいましたが、決算がまともに組まれず、そして、不正があって、その不正を監査もせず報告書を出していたとしたら、これは会社ぐるみです。ですから、このお金は、返ってくるはずですよ。

どう考えられますか。

○加藤市長　公金を扱う場合には、きちんとした決算しなきゃならない、これは当然のことだと思います。委員がおっしゃっているとおりだと思います。ですから、その今までの指定管理料を出した形の中で決算を行い、それを監査し、一応了解したというのが常だと思います。それが監査のあれがいいかげんどうのこうのということについては、私、市長として、監査を冒瀆したような言い方じゃないかなと。結果的に、一応、決算は出ているわけなんです。それを是としてやっているわけなんです。それで、そのときについて、過去のことについては、もう一度、1回見せていただきますというような話は、それは、こちらがオーケーしたと。

それで、助成金についても、これは、要するに、物価高騰というよりも、光熱費高騰のための、これの助成金であると。その分のその用途について、きちんと使っていればいいわけなんです。

それで、今回の要するに、一係員というんですかね、その人が横領したというような話については、これについては会社の問題であって、その分が、市の、市から出す助成金、あるいは、その指定管理料の中で、それがその分が使われてたかどうかということが大きな問題だと。私は、使われていないという認識を持っております。

○仲委員長　　よろしいですか。

○中村（レ）委員　　尾鷲市が経営権を向こうに渡しているのと経営監査は、全く違うんですよ。お金に名前が書いてあるわけじゃないでしょう。おまけに、こちらが渡した助成金が適切に使われているかどうか分からないという監査報告が出ている以上、どうして徹底的に外部監査を入れて、専門的にとも書かれていますよね、この監査には、どうして徹底的にされないんですか。これ、フジテレビと一緒にじゃないですか。責任を認めない……。

○仲委員長　　ちょっと……。

○中村（レ）委員　　しない、その……。

○仲委員長　　テレビ局の名前は、伏せてください。

○中村（レ）委員　　ごめんなさい。

○仲委員長　　すみませんけど。びっくりした。

○中村（レ）委員　　どこかの報道機関と一緒にです。そやから、まず、これは記者会見をして徹底的に調べて、その結果によっては返還も求めるというふうなことを言うべきです。だって、これは、税金を使われていて、そして、収入に関しては関わりがないなんていうことはないんですよ。だって、もし不正が行われていたと仮定するならば、不正によって内部留保金があれば、この燃料費は賄えていたはずですよ。どうして、この巨額の累積赤字を生むに至ったかということについて、なぜ市は、そこまで、ずっと、これ、平成の30年から255万9,992円の赤字、その次の年は876万6,587円の赤字、令和2年、749万3,901円の赤字、令和3年から4年にかけては737万9,832円の赤字。ただし、その前の平成27年から30年までは黒字なんです。その赤字に転落する理由が、売上原価が異常に高騰しているんですよ。

これ、きっと、市長、この決算書、御覧になったら、物品販売をされていて、こ

の売上原価が異常やということにはすぐ気づかれると思うんですよ、市長なら、市長がもし監査されていたら。でも、市長は、きっと監査には立ち会っておられないと思いますし、結果だけしか見ておられないと思います。

この異常と言われるような決算報告書が何年にもわたって出されていて、その中の現金の売上げがおかしいというふうに、今回、どこから出た情報かは分かりませんが、公的な広報機関にまで渡っているような状況において、尾鷲市がちゃんともう一度調べ直すべきです。これは、まだ書類がある時期です。

○南委員　　今、西川委員さんと中村レイ委員さん、厳しい御指摘をされて、僕もごもつとも思うところがあります。僕自身、夢古道の地元でお風呂があるということで、17年間にわたって応援団として何とか地域の集客交流を応援していかないかんということで、今日まで、今も応援させてもらっていますけれども、こういったことが今になってまた発覚して表へ出るということは、非常に僕自身も残念であります。これは、もう西川さんと中村さんが言われるように、全く同じ気持ちだと思っております。

ただ、一つの大きな問題点というのは、今回、あくまでもこの報道による数字の独り歩きで、市民間でもかなりのいろんな流言飛語ではないんですけれども、そういった感じで飛び込んできて、僕も会う人には何回となく御指摘もされ叱咤激励もされるんですけれども、やはり、僕は、市長が冒頭言われたように、この事案の究明が明確にされてははっきりとすれば、僕は、当然、指定管理を議決した議会としても、再度、そのはっきりした時点で僕は議論するなり、返還を求めるなり、そのときが、もうそう遠くないと思うんですけれども、この現実にも今も告訴されておるのかかされていないかも、受理したのか受理していないのかも分かっていないのが現実でございます。だから、しっかりした僕は数字の下で明確な議論を僕はこの議会としてもしていくべきだと思うんですけれども、そのはっきり究明された時点で、当然。

○中村（レ）委員　それは、尾鷲市ができると書かれているんですよ。はっきりした究明は、尾鷲市がすることが可能って地方自治法にもこの条例にも書かれているんですから、ちゃんとそれを遂行していただいたらいいだけの話です。

○仲委員長　　いいですか。議長からも意見がありまして、他の委員からもかなり厳しい意見が出ています。これが、どういうふうに決めるという話ではなしに、市長から究明と報告を指示しておると、これ、強く言うておると思うんですわ。それで、報告があり次第、再度この委員会に報告するということですので、また機会を設けたいと思うんですけど、今の時点では、質疑応答も、株式会社のほうへ入り切

る部分が、これ、難しいという中で、どうしても質疑応答が成立しないところがありますので、次を期待したいんですけど。

ただ、1点、市長が報告ありましたように、この前、助成金支給規則をつくって、光熱水費の部分については、実際、電気代が上がり水道代が上がりという光熱費が上がったことにより、これを規則をつくって、基準をつくって支給したという経過がありますので、単に弁護士に相談して、組織的でないから弁済要求できないというんじゃないにですね、制度上、規則上、正式に制度でもって支給したことについて誤りがなかったと、現在においても実際に光熱費が上がったから支給したって、そういう組立てをある程度文章的に書いていただいて、次回、説明できるようにしてください。そうしないと、ちょっと、ここ、ぐちゃぐちゃってなっていくような気がしますもので。

西川委員、どうぞ。

○西川委員　　これ、コロナ助成金も頂いていますか、この古道の湯は。

○濱田商工観光課長　　一部、入っていると私は伺っています。

○西川委員　　じゃ、詐欺ですね。

それで、あと、これ、指定管理の場合、指定管理料を超えた場合は、10%を超えた場合は、市に還元するという条例みたいなものがありましたよね。それ、何回ほど、尾鷲市に還元されましたか。もうかっておるとき。

○濱田商工観光課長　　還元されていないと認識しております。

○西川委員　　いや、もうかったときはないんですか、指定管理を超えた上に。

○濱田商工観光課長　　指定管理を超えて、それを上回る収入があって、それで市に還元されたことは、ないと私は認識しております。

○西川委員　　せならんってなっておるから、それを追求しておいてください。

もう長なるもんで、こんなもんにしますけど。

○仲委員長　　それで、もう一点、中村レイ委員から要求のありました決算書については、検討の上、御報告をしていただくと。

（「皆に回してほしいねん。今からそれを言いたいから」と呼ぶ者あり）

○仲委員長　　今時点では、出せるかどうか判断できますか。

○中村（レ）委員　　それ、私が出します。どうぞ。委員長、これを皆に……。

○仲委員長　　中村レイ委員から資料をいただくというのはちょっと……。

○中村（レ）委員　　これ、情報公開ですので大丈夫です。

○仲委員長　　情報公開。

○中村（レ）委員 はい。情報公開済です。のり弁です。

○仲委員長 お諮りします。情報公開で、中村レイ委員が決算書をいただいておりますということなんですけど、その取扱いのコピーして回してよろしいですか。どうですか。

（「ええと思います」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 暫時休憩します。１０分。

（休憩 午前１１時３２分）

（再開 午前１１時５７分）

○仲委員長 準備、よろしいですか。

濱田課長から、確認のあれだけを。

○濱田商工観光課長 確認させていただきましたところ、令和４年５月にプロポーザル、要は、新たな指定管理を受けるときのプロポーザルの申請書に過去３年間のこの決算報告書をつけるというふうになっていきますので、どうもそのプロポーザルの申請があった中での一つの資料の中からこれを出したということであります。

○仲委員長 一応、情報公開の中で中村レイ委員が受け取ったということの中で資料配付がありましたけど、これについて説明していただくということよろしいですか。

○中村（レ）委員 この私が作った一覧表をまず見ていただきたいんですけども、この平成３０年から３１年という表があると思うんですけども、それと、その次の令和２年というところの表の、まず、ここから赤字に変わっていつているんですけども、このときの問題点として、平成３０年のときの指定管理料以外の売上が８，５６４万５，７７５円と計上されていて、そして、この赤字で書いてある売上原価が３，８００万なんです。それで、このときの下の方の平成３０年のときに、決算書には売上高と入浴券のその販売しか書いていないんですよ。

でね、これ、まず、この決算書を見ていただいて、売上げのところに受入手数料というのが、平成２７年、平成２８年、令和３年には受入手数料という欄があるんですけども……。

○仲委員長 レイ委員さん、ちょっと休憩しておきますか、零時の時報がありますので。しばらくお待ちください。

（休憩 午前１１時５９分）

(再開 午後 0時00分)

○仲委員長 再開してください。

○中村(レ)委員 この受入手数料というのは食堂の手数料のことなんですけれども、まず、この平成29年から令和2年まで、受入手数料というのが、この決算書に上がっていないんですよ。それが売上高の中にごちゃ混ぜにされているのかどうかは知りませんが、普通、決算書を書くときに、このように毎年毎年売上高の項目がころころ変わるような決算書というのが普通には見かけないですよ。その点についても、これ、非常に不信というのか不思議な、まず決算書です。これ、お配りした決算報告書を後で確認していただいたらいいと思うんですけども。

このような売上高、売上高というここに書かれている売上高は、実は、これ、物品販売という意味なんです。なぜかという、令和3年、4年の改善計画が出されたときの決算書は、非常に細かく書かれています、売上高、入浴券、入浴料、お湯の売上、何かよう分かりませんが。切手売捌き、自販機、受入手数料、こういうふうに普通は書くものなんです。ところが、それまでの、この今、問題視されている平成30年から令和2年に至るところというのは、非常に不明瞭な、まず決算書であることを、これ、見ていただいたら分かると思います。

そして、上の表に戻っていただいて、この赤字の売上原価というのは、この決算書で示すところでは物品販売の売上原価です。物品販売の売上原価が3,800万、次の年は3,400万、入浴売上げの総額が8,500万のうちの3,800万が物品販売の仕入価格やって書かれているんですよ。これは、入浴の経費、その後ろに人件費の後ろに経費ってある、この4,300万、3,800万、3,500万というこの経費の中に電気光熱代は入っています。ですから、お風呂の経費と物品販売の経費を合わせると、何と七、八千万、売上げのほぼ同額になるんですよ。この決算書を読むだけで、人件費も出ない。一体、夢古道のお風呂で3,800万の物品販売の仕入れは、何を仕入れたのかと、どなたも、これ、疑問に思われなかったのはなぜですか。

○濱田商工観光課長 私も実は昨年11月の指定管理料の御説明をするときに、そのときに、平成18年からの会社の収支状況について資料を作らせていただいておりますし、そのときの御指摘のように、平成30年とか平成元年とかというのは9,700万とか8,600万とかって非常に高額のお金が挙がっている、一体これはどういうことなんだと。実際の入浴料の売上げが一体幾らであって、それ以外のものが一体幾らなのかという問合せを会社

のほうにさせていただきました。

そうした中で、それはそのときの多分決算の帳簿のつけ方の問題なんじゃないかなと思うんですけれども、実際の指定管理者から回答があったのは、ランチバイキング等の歳入歳出の部分を含めてこの中に入れてあるという報告があり、そやで、本来やったら、そこからもらう手数料だけを歳入に入れて、経費を入れたらあかんのでしょうけど、それをごちゃ混ぜにして両方とも入れちゃっているんで膨れ上がっているというふうに報告を受けております。

○中村（レ）委員 それで受入手数料がなかった。そやけど、それは、これ、全然違いますよね。それで、そういうところを細かく、おかしいと思ったら、日計表からくっていきますよね、普通。だから、そのところで、向こうからの報告を待って、あ、そうですかじゃないんですよ。税金を投入するということは、このおかしいな数字で、なぜここで最初500万の利益があったのが、3年の間に、これ、まだコロナが始まっていないのに200万赤字を出していく、この理由は何か、800万赤字を出していくというのを徹底的に見るべきですよ。これは、ちゃんと経理を見れるって書いてあるんですから、見なくていいんじゃないんですよ。それで、その結果、光熱費を補填してくださいということになったわけですよ。

これ、もしこのときに、この立て方がおかしいでしょう。それで、売上げの中の入浴料が異常に少ないとしたら、そのとき既に、これはおかしいですよって気がつきますよね。なぜこの赤字に転落したときに、ちゃんと徹底的に日計表からくって、何がどうなっているのかを究明されなかったんですかって聞いているんですよ。

○濱田商工観光課長 大変申し訳ない。確かに、そのとき、なぜそういうチェックをされなかったのかと聞かれましても、申し訳ないんですけど、その時期のチェックについて……。

○仲委員長 課長じゃない。

○濱田商工観光課長 私がちょっと答えることはできませんので、御了承ください。

○中村（レ）委員 いや、ですから、何度も申します。個人的な、私は、攻撃をしているわけじゃないんですよ。監査、そうやから、監査の在り方、誰かの監査の能力を言っているんじゃないんですよ。市として助成金を1円でも出したら、どういうふうな経理を見ていくかというのが、どうしてちゃんとできないんですかっていっている問題提起をしているんですよ。そやから、こういうことが何回も起こるでしょうって。今みたいなやり方してたら何回も起こりますよということと言っ

ているんであって、何やから何やって言っているわけじゃないんですよ。

○濱田商工観光課長　もちろん、中村委員おっしゃるように、今回、指定管理料の見直しもした中で、歳入歳出、当然、全てを見た中での指定管理料を出すということもありますので、当然、そこは監査がすべきだったな、監査をしていくべきだというふうには認識しております。

ただ、監査の確かに199条の中にも書いてある部分なんですけれども、実際のところ、今回、令和4年の問題点があったと、さらに今回の調査によって新たな問題を発見したということもあるんですけど、そもそも指定管理者としてあそこの指定を受けるに当たって、当然、そこは会社としてきちんとしているという前提の会社を選んでいて私は認識しておりますし、当然、それぞれの会社には自己監査権を監査の機能を持つというふうに、そこについては、監査をする上においても特段配慮されるべきというふうに自治法上の逐条にも書いてあるので、当然、しないというわけじゃないですよ、する必要性はあると思いますけど、そこを踏まえた中での監査であったと認識しております。

○中村（レ）委員　最後にします。

これ、まだ5年たっていないんですよ。ですから、これ、遡って見られるんですよ。ですから、今回、問題が起こったと思われるんやから、ちゃんと尾鷲市で究明しましょうって言っているんですよ。会社云々じゃないんですよ。

何回も言います。お金を入れたほうに責任があるんです。これが民間やったら、別にそこが抜かれようが何しようがそれは民間の勝手ですけども、尾鷲市が公金を入れている以上、これがまだちゃんとその5年前まではこの書類を残す義務が会社にもあるし、こちらにも見る義務があるんですよ。ですから、もう一回徹底的に監査してくださいというお願いをしています。

以上です。

○仲委員長　かなり厳しい意見が出た中での質疑応答なんですけど、とにかく何回も言うようなんですけど、市長から究明と報告を指示したということであり、今後、正確な報告があるということで理解して、また次回、報告があった時点で、この問題については皆さんの質疑、協議をしていただきたいと思いますので、本日はこれで終了します。終了してよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長　御苦労さまでした。

（午後　0時09分　閉会）